

一本松まちづくり協議会
防災まちづくり計画

一本松まちづくり協議会

平成20年7月

一本松まちづくり協議会 防災まちづくり計画

平成 20 年 7 月

一本松まちづくり協議会

1. 防災まちづくりの経緯

「西戸部町」という町名が創設されたのは明治 34 年、「一本松小学校」が開校したのは明治 44 年ですが、当時は人家もまばらで、戦後になって宅地化が急激に進みました。しかし、昔からの地形はそのまま残された静かな住宅地として、西戸部町には多くの方が生活を営んでいます。

一方で西戸部町は、住宅が密集し、道路や公園などの公共施設も十分に整備されておらず、防災上の課題をかかえています。こうしたまちの状況が災害時の被害を大きくし、緊急避難時に大きな障害となることが想定されます。住民の中には、日常生活上の不便さ、そして防災面での不安を感じながら生活している方々もいます。

こうした状況から、羽沢西部自治会、西戸部二丁目第一自治会からなる区域は、平成 15 年に横浜市「いえ・みち まち改善事業」の対象区域となりました。平成 16 年より、横浜市や防災まちづくり支援団体とともに「勉強会」を開催し、平成 18 年 6 月には「一本松まちづくり協議会」を設立して、まち歩きや消防車進入体験などの実践的なまちづくり活動を行ってきました。平成 19 年に入ってから、それまでの実践的な活動を活かすとともに、アンケートやワークショップなどを重ねて、「一本松まちづくり協議会 防災まちづくり計画（案）」を作成しました。



2. 防災まちづくり計画について

- ①この防災まちづくり計画は、本地区の 10 年後、20 年後の将来を見据えて、まちを着実に改善していくためのプラン（目標）とプロジェクト（具体的な取り組み）からなります。
- ②この防災まちづくり計画は、行政や関係機関と連携をとりながら、地域に暮らす私たち住民が主体となって行動していくための、私たちの計画です。
- ③今後は、「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づき、一本松まちづくり協議会の「地域まちづくり組織」認定、防災まちづくり計画の「地域まちづくりプラン」認定を受け、私たち住民と横浜市が役割分担しつつ協働し、地区の課題解決を行っていきます。

3. 地区の課題

- ①地区の内部は、道路幅員の狭い細街路が多い上に階段も多くあることから、緊急車両（消防車・救急車など）や福祉車両の進入が困難なばかりか、災害時の避難ルートも安全な状況とは言えません。また、細街路に沿って崖地となっている場所もあり、十分な幅員を確保するためには、沿道の方の負担が大きくなる場合もあります。
- ②地区の骨格道路となっている外周と一本松小学校前の道路は、比較的交通量のある道路ですが、災害時に沿道の建物が倒壊すると通行できなくなる可能性もあります。また、見通しの悪い交差点や幅員が十分でない歩道など、改善が必要な場所があります。
- ③地区内の建物の多くは、一戸建ての木造住宅です。老朽化しているもの、空き家となっているものも見られ、震災時の倒壊や火災の拡大による被害が懸念されます。
- ④地区内部、特に羽沢西部自治会の区域では、日常の潤いともなり、災害時の一時的な避難場所となるスペースが不足しています。
- ⑤地区内には多様な人が暮らしています。常日頃から交流を持ち、いざという時に助け合える関係を築いていくことが必要です。

4. 防災まちづくりの基本的な姿勢

①地域のまちづくりは、地域に暮らす私たち住民が積極的に取り組む

②災害時の被害を最小限に食い止めるために、プランだけで満足せずに、具体的なプロジェクトに取り組む

③一人一人が理解し、納得し、協力して取り組めるよう、意識づくり、体制づくりを進めていく

5. プランとプロジェクト

行政や防災まちづくり支援団体などの関係機関と連携しながら、4ページ～7ページの15のプランを実現していきます。また、各プランを実現していくための具体的な取り組みをプロジェクトとして「防災まちづくり計画」に位置づけます。

プラン：目標（「いえづくり」「みちづくり」「まち・こころづくり」に分類）

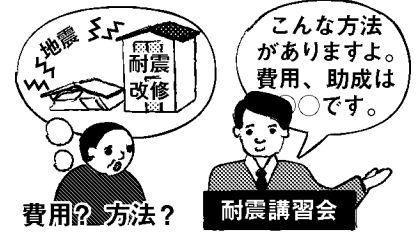
プロジェクト：「プラン」を実現するための具体的な取り組み

1) いえづくり のプランとプロジェクト

プラン1 耐震診断・耐震改修を進め、建物の倒壊による被害をくい止めます。

プロジェクト

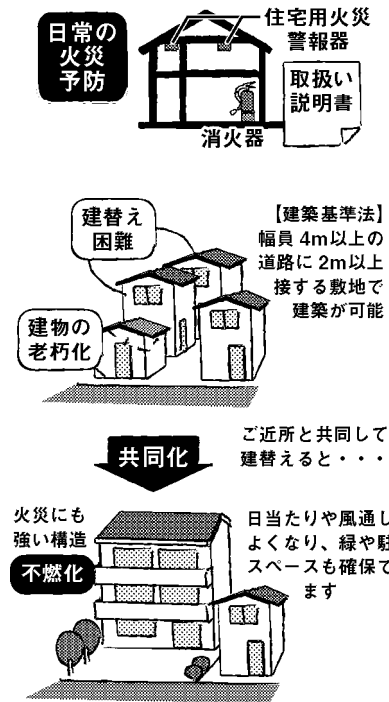
- ①耐震改修の必要性を理解し、耐震診断の実施を地域ぐるみで行っていく。
- ②安心・納得して耐震改修ができるよう、工法やコスト、実施の流れなどに関する情報提供、講習会の開催等を行う。
- ③市の耐震関連の事業の充実など、地域の実情に沿った耐震化支援を市に働きかける。



プラン2 火災発生や延焼の防止策に取り組み、地区で大火が起こらないようにします。

プロジェクト

- ①住宅用火災警報器や消火器の設置・取り扱いの十分な習得、火の元の点検など、日常の火災予防を心がける。
- ②消防車が火災の現場近くまでかけつけられるよう、違法駐車に対する意識改善を進めていく。
- ③消火栓の使い方の情報提供、多様な人が参加できる初期消火訓練の実施、初期消火箱の増設などにより、初期消火体制を整える。
- ④建替えや改修の際に、建物の不燃化（※1）など、延焼の危険性を下げるいえづくりを進め、ルールとすることも検討していく。
- ⑤老朽化した建物の建替えや、一敷地では建替えが困難な場所での共同化（※2）など、改善が必要なところでの検討をしていく。
- ⑥老朽建物の除却や、共同化をする場合などの助成やコーディネーター派遣などの支援を市に働きかける。
- ⑦ルールづくりのための情報提供、制度紹介（地域まちづくりルール（※3）、地区計画（※4）など）、活動支援を市に働きかける。
- ⑧高齢者など要援護者が住宅用火災警報器を設置する場合の助成制度などの情報提供を市に働きかける。



※1 不燃化：建物などを火災につよい構造や外壁などにすることです。
 ※2 共同化：建替えが困難な場所（幅員4m以上の道路に2m以上接していないなど）でお隣などと一緒に建替えることです。
 ※3 地域まちづくりルール：「横浜市地域まちづくり推進条例」に基づくルールです。
 ※4 地区計画：「都市計画法」などに基づくルールです。建築確認や工事の中間検査・完了検査時のチェックなどが行われます。

プラン3 家具転倒防止器具、飛散防止フィルム等の普及を進め、地震による負傷者を少なくします。

プロジェクト

- ①家具転倒防止器具の設置や飛散防止フィルムの貼り付けを普及させるとともに、希望するお宅への設置・貼り付けを助ける「(仮称)お助け隊」の協議会活動を検討する。
- ②協議会の活動支援を市に働きかける。



プラン4 日常の雨水利用などを進め、災害時の水の確保を図ります。

プロジェクト

- ①「わくわく倶楽部」の取り組み（※5）を、地域全体に広げていく。
- ②家庭用雨水タンクの設置、給水用ポリタンクへの貯水など、各家庭で災害時の水の確保を行っておく。
- ③災害時の井戸の活用を検討する。
- ④「わくわく倶楽部」の取り組みなどの活動支援を市に働きかける。



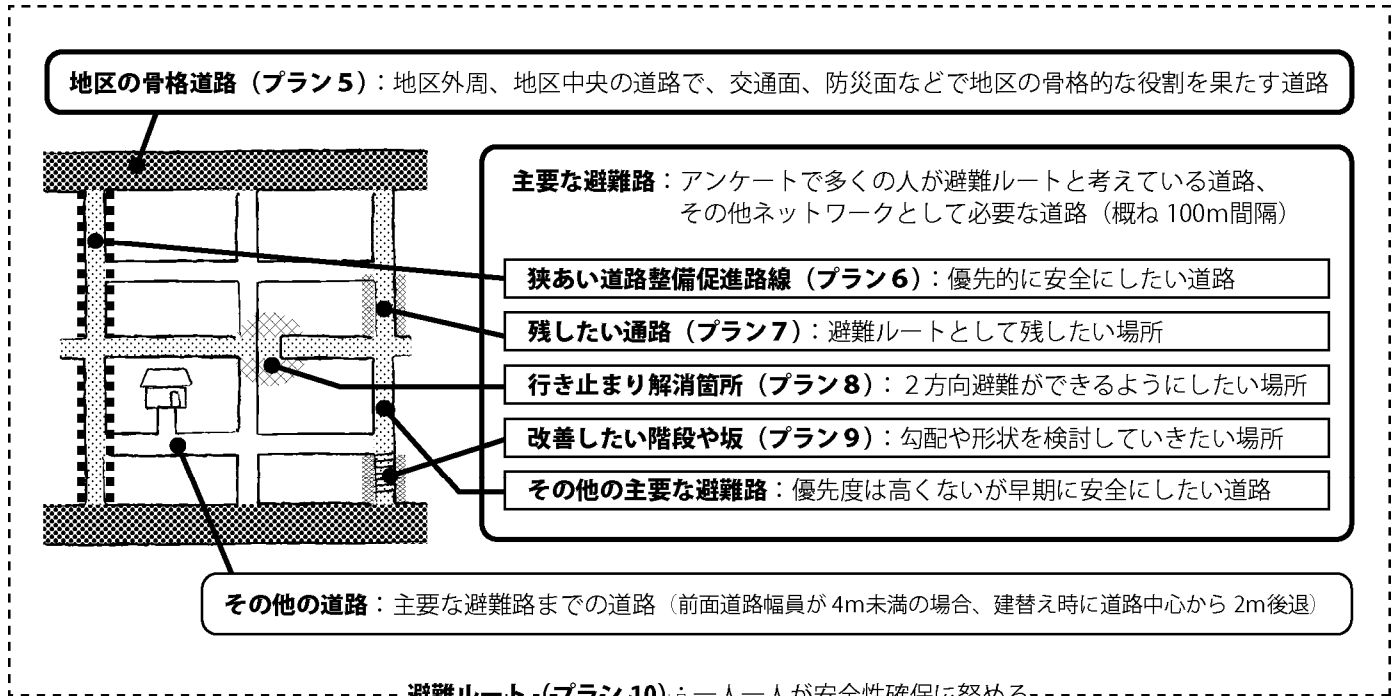
【「わくわく倶楽部」で設置した雨水タンク】

※5 「わくわく倶楽部」の取り組み：貯留した雨水等を活用し、初期消火等に役立つ西戸部二丁目独自の取り組みです。

2) みちづくり のプランとプロジェクト

地区の道路は狭い上に、急な階段や坂となっていたり、崖に面していたりと、安全な状況とは言えません。しかし、全てのみちを一挙に改善することはできません。

そこで、地区内の道路を、日常の交通の要であり災害時にも緊急車両がかけつけられる「地区の骨格道路」、多くの人が避難ルートと考えている概ね 100m間隔にある「主要な避難路」、その他の道路に整理した上で、プランとプロジェクトを考えました。

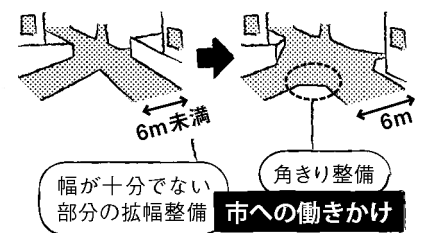


プラン5 「地区の骨格道路」は、災害時・日常ともに地区外との重要な連絡経路として、安全性を高めます。

プロジェクト

- ①見通しが悪い交差点や車道・歩道が狭い場所の拡幅や改良、倒壊の危険性がある建物への対策などを進めるため、沿道の方に呼びかけて懇談会や検討会を開催し、情報の共有や意見交換を行う。
- ②懇談会や検討会などへの出席、事業制度などの情報提供、コーディネーターの派遣などを市に働きかける。（プラン10まで共通）
- ③合意が得られた箇所は、擁壁などを含めた拡幅整備などを市に働きかける。

沿道で懇談会や検討会を開催・整備

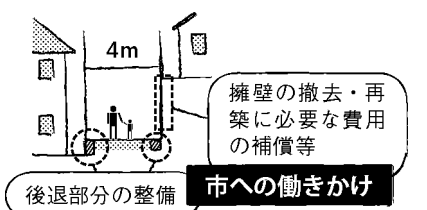


プラン6 「狭あい道路整備促進路線」は、路線ごとに沿道の方の理解を得ながら、4mへの拡幅整備を優先的に進めていきます。

プロジェクト

- ①優先的に拡幅整備したい「狭あい道路整備促進路線」は、路線ごとに沿道の方に呼びかけて、懇談会や検討会を開催し、情報の共有や意見交換を行う。
- ②現在の「狭あい道路整備促進路線」の整備状況を見ながら、順次、新たな候補を「主要な避難路」で4m未満の道路から検討する。
- ③合意が得られた路線は、擁壁などを含めた拡幅整備などを市に働きかける。

路線単位（道路の交差部まで）で懇談会や検討会を開催・整備

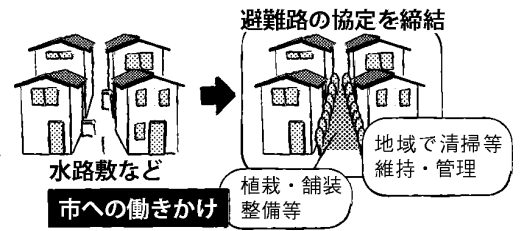


2) みちづくり のプランとプロジェクト (続き)

プラン7 「残したい通路」の合意形成を図って協定を結び、地域で維持・管理することで、多様な避難ルートを確認します。

プロジェクト

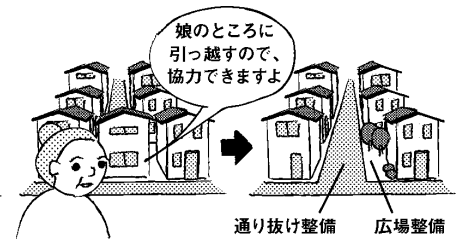
- ①災害時の避難ルートとなる通路などは、沿道の住民や所有者で避難ルートの協定を結ぶなどして残す。
- ②いざという時に通行できるように、地域で協力して「残したい通路」を清掃するなど維持・管理していく。
- ③協定が結ばれた場所の整備などの支援を市に働きかける。
- ④地域での維持・管理活動への支援を働きかける。



プラン8 「行き止まり解消箇所」の通り抜け整備など進め、多様な避難ルートを確認します。

プロジェクト

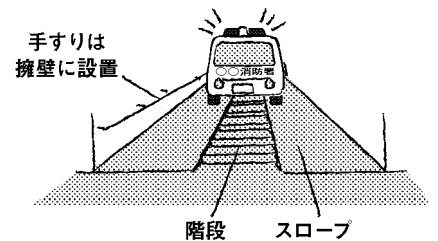
- ①行き止まりは、通り抜けできるように道路または小公園や広場としていく。
- ②通り抜け整備が難しい行き止まりでは、空地を確保して車の巡回や災害時の一時避難ができるようにする。
- ③合意が得られた場所は、道路や広場の整備を市に働きかける。



プラン9 「改善したい階段や坂」の整備を進め、緊急車両などもスムーズに通行できるようにします。

プロジェクト

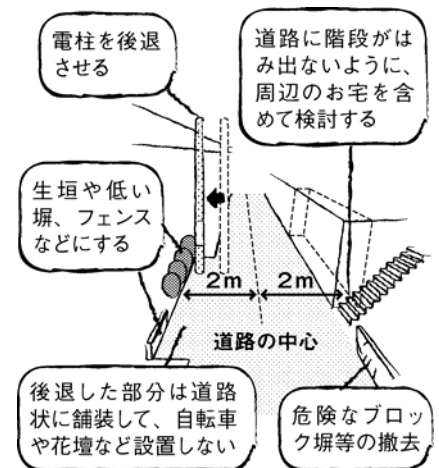
- ①地区内への主要な入り口である階段や坂は、道路位置の変更など、緊急車両が地区内部に入っていく道路形状を検討していく。例えば、中央を階段で両端をスロープにするなど、できるだけ活動がスムーズに行える道路形状にする。
- ②合意が得られた場所は、改善整備を市に働きかける。



プラン10 一人一人が安全な避難ルートの確保に努めます。

プロジェクト

- ①安全な避難ルート確保のためのみちづくりは、自分ばかりでなく地域の一人一人にとって、災害時の生命線であることを認識する。
- ②建替えて後退した部分には、プランターや花壇を設置せず、電柱は後退させ、道路として使えるように舗装する。
- ③危険なブロック塀は早急に改善する。道路沿いに塀などを設置する場合、低いブロック塀または丈夫なフェンス、生垣などにする。
- ④緊急車両などの妨げとなる路上駐車や路上駐輪をしない。
- ⑤建替えなどで階段が道路にはみ出して残りそうな部分は、早期に対応できる仕組みをつくり、周辺のお宅を含めた懇談会や検討会を開催して解決を図る。
- ⑥上記の②③④は地区のみちづくりのルールとして検討する。
- ⑦私道整備助成制度などの情報提供を市に働きかける。
- ⑧ルールづくりのための情報提供、制度紹介（地域まちづくりルール、地区計画など）、活動支援を市に働きかける。
- ⑨上記⑤の仕組みづくりの支援や、合意が得られた場所の改善整備を市に働きかける。



3) まち・こころづくり のプランとプロジェクト

プラン11 日常の防災意識を高めます。

プロジェクト

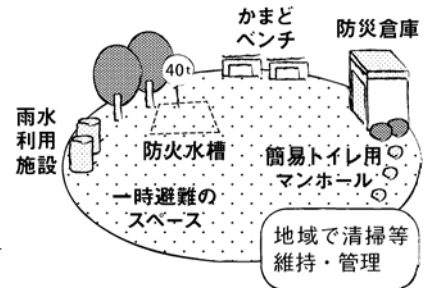
- ① 平日頃から近所で声をかけ合い、災害時に助け合えるようにしておく。
- ② 避難路マップやニュースの配布、講演会の開催など防災意識の向上に役立つ情報提供を繰り返し行っていく。
- ③ 消防署などの関係機関から日常の防災情報をスムーズに入手できる仕組みを整える。
- ④ 「わいわい防災マップ（地震被害想定など）」など、防災に関する情報提供を市に働きかける。



プラン12 「ミニ防災広場(※6)」として各自治会内にバランスよく小広場等を確保していきます。

プロジェクト

- ① 既存の公園に加え、小広場等になりそうな場所を整備して「ミニ防災広場」を確保する。
- ② 「ミニ防災広場」には、防火水槽、かまどベンチ、簡易トイレ、雨水利用装置、避難用具のある防災倉庫などを設置する。
- ③ 「ミニ防災広場」がいざというときに活用できるよう、地域で維持・管理していく。
- ④ 小広場等の用地取得や整備を市に働きかける。



※6 ミニ防災広場：一時的に避難したり、防災倉庫を設置するなど、この地域独自に位置づけられたスペースです。

プラン13 避難・復興の運営体制を整え、円滑な災害復興ができるようにしておきます。

プロジェクト

- ① 避難・復興の運営方法の情報提供を繰り返し行っていく。
- ② 掲示板に照明を設置して通勤・通学の帰り道でも見られるようにするとともに、災害時の情報板としても役立つ。
- ③ 「地域防災拠点（一本松小学校）」の備品類の充実、適正な管理を行っていく。
- ④ 「地域防災拠点（一本松小学校）」の防災設備・用具の充実を市に働きかける。



プラン14 災害時の要援護者（病気・ケガをしている人、高齢者など）の支援体制を整えておきます。

プロジェクト

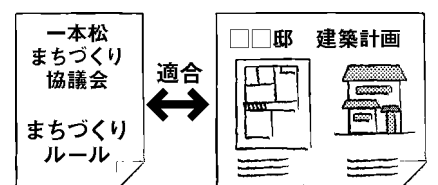
- ① 災害時に要援護者が簡単に助けを求められるように、笛を配布するなどの対策を検討する。
- ② 安否確認網の構築を図るとともに、普段から警察や消防署、社会福祉協議会や民生委員とのネットワークを強めておく。
- ③ 地域の取り組みへの活動支援を市に働きかける。



プラン15 地域のいえづくりのルール、みちづくりのルールをつくります。

プロジェクト

- ① プラン2のプロジェクト④、プラン10のプロジェクト②③④などは、将来的に「地域まちづくりルール」や「地区計画」などにすることを検討する。
- ② 「地域まちづくりルール」などを策定する際には、アンケートなどで地域の総意を十分に反映する。
- ③ ルールづくりのための情報提供、制度紹介（地域まちづくりルール、地区計画など）、活動支援を市に働きかける。



【これまでの主な活動】

- 平成16年 7月 「いえ・みち まち改善事業」勉強会を開始
～まち歩き、模型制作など実践的に活動～
- 平成18年 6月 「一本松まちづくり協議会」設立総会・検討会開催
- 平成18年10月 検討会開催
- 平成19年 2月 検討会（消防車進入体験・消防署との懇談会）開催
- 平成19年 2月 「西区西戸部町まちづくりに関するアンケート」を実施
- 平成19年 6月 総会・検討会開催
- 平成19年 8月 ワークショップ「避難路・消防活動路線を考える」開催
- 平成19年10月 ワークショップ「災害時の行動を考える」開催
- 平成19年12月 ワークショップ「『防災まちづくり計画』策定に向けて総点検」開催
- 平成20年 3月 「防災まちづくり計画（素案）」作成
「防災まちづくり計画」策定にあたってのアンケートを実施
- 平成20年 6月 「防災まちづくり計画（案）」作成
- ※このほか、ニュース「一本松まちづくりひろば」の発行、「わくわく倶楽部」などを展開

写真左から、まち歩き、消防車進入体験、消防署との懇談会 ワークショップ（委員会での防災まちづくり計画の検討）の様子



一人一人の力をあわせて、地域をよきよきしていきましょう！

「一本松まちづくり協議会 防災まちづくり計画」

発行：一本松まちづくり協議会

発行日：平成20年7月

編集協力：横浜市都市整備局地域まちづくり課
西区役所区政推進課

電話 045-671-2691

電話 045-320-8329